

中央緑道周辺地区 景観保全型広告整備地区

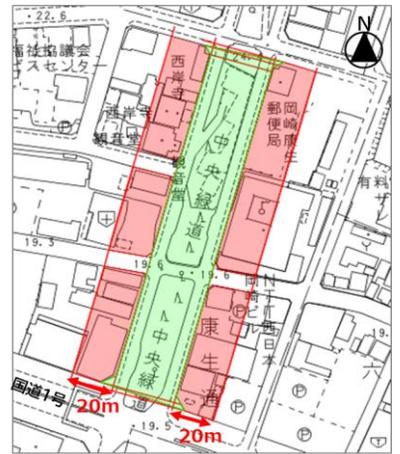


中央緑道周辺地区では、すでに質の高い景観が維持されており、市も同様にまちの質を高める公共投資を行ってきました。

「景観保全型広告整備地区」に指定することで、今あるまちの景観を守り、維持・向上をしていきたいと考えています。

景観保全型広告整備地区とは

- ・良好な景観を保全するため広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要である区域。
- ・地区指定により、広告物の表示や掲出物件の設置をする場合、もしくは表示する広告物や掲出物件の変更をする場合に許可対象のもの以外でも届出が必要です(下記参照)。



指定範囲：緑道に接する道路と民地境界から20mの範囲

指 定 後

許可 (最大3年間)

- ・ 広告表示面積 (= 広告物全体が一番見える場所から、見える広告物の表示面積を足していった合計) が20㎡を超える場合、許可が必要。

届出 (期間規定なし)

- ・ 広告表示面積が20㎡以内でも届出が必要。
(例外：表札又はこれに類するもの、簡易広告物で1枚あたりの表示面積1.62㎡以内のもの)

指 定 前 (許可地域)

許可 (最大3年間)

- ・ 広告表示面積が20㎡を超える場合許可が必要



基本方針について

◆ 共通基準（屋外広告物全体に係るもの）

既に基準としてあるもの（岡崎市屋外広告物条例施行規則 別表第2（許可の基準）より）

1. 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
2. 原色を過度に使用していないこと。
3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
4. 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
5. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
6. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
7. 風雨その他の振動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
8. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
9. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

本地区独自の基準として追加するもの

10. 自家用広告物・管理用広告物・案内広告物であること。一般広告物（電柱広告及び街灯柱広告、簡易広告物によるものは除く）は禁止とする。

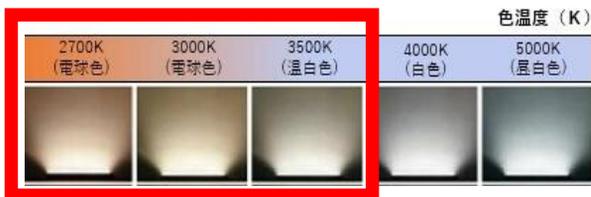
● 広告物の目的別分類

設置目的による分類	概要	設置目的による分類	概要
自家用広告物	 自己の名称や事業の内容を表現するため、自己の事業所や営業所等に表示するもの	案内広告物	 入口の判別が困難な場合に施設やその他の場所への案内（誘導）を目的として表示するもの（5mまで。案内する対象の名称、距離・行き先のみを表示）
管理用広告物	 自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するもの（合計3m ² まで）	一般広告物	 自家用、管理用、案内広告物に該当しないもの

11. 屋外広告物に使用する照明の演色は温かみのある電球色や落ち着いた明るさの温白色（色温度2700kから3500k）とする。点滅をするものや回転灯による照明で恒常的に動作するものを使用しないこと。

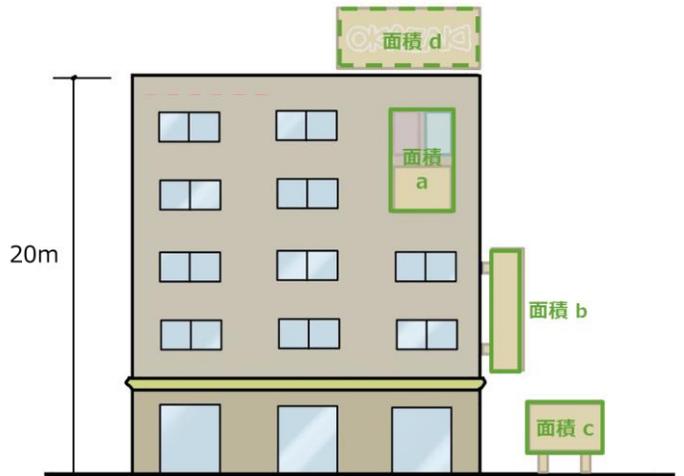
12. 高さ20mを超えて設置するものを除き、広告物全体の広告表示面積は20m²以内とする。

▼ 基準で定める色温度 2700-3500K



▲2700-3000K
中央緑道に採用された街路灯の色温度

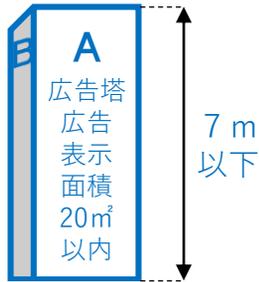
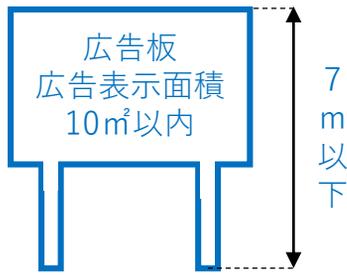
▲5000K
オフィスビル街にみられる街路灯の色温度



$$\text{面積 (a + b + c)} \leq 20\text{m}^2$$

※面積dは20mより高い位置に設置されているため積算対象外

◆個別基準（屋外広告物の種類ごとで設定するもの）



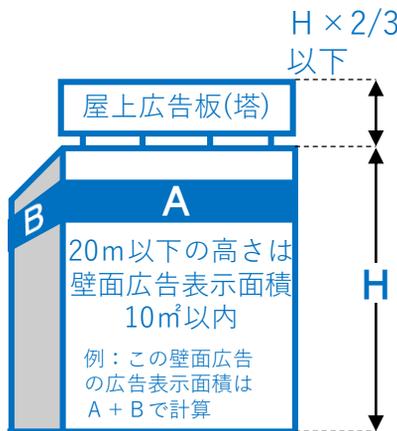
例：この広告塔の広告表示面積は A + B で計算

広告板・広告塔

- (ア) 広告表示面積は広告板は10㎡以内、広告塔は20㎡以内。
- (イ) 地表からの高さは、7 m以下。
- (ウ) 脚部に広告を表示していないこと。
- (エ) 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。
- (オ) 使用する有彩色の数が2色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。ただし、下記で示す QURUWA カラーを使用する場合は3色まで可とする。
- (カ) 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度8または彩度6を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は1面あたり0.25㎡以内とする。
- (キ) 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。

屋上広告板(塔)

壁面広告



- (ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの3分の2以下とすること。
- (イ) 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積は10㎡以内で、地表からの高さは10m以下とすること。
- (ウ) 壁面広告について広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。
- (エ) 高さ20m以下の壁面広告の広告表示面積10㎡以内。
- (オ) 1壁面には、同一内容のものは1個とすること。
- (カ) 使用する有彩色の数が2色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。
- (キ) 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度8または彩度6を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は1面あたり0.25㎡以内とする。
- (ク) 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。

◎ QURUWA カラー

main color



QURUWA Blue
PANTONE 2156C
C 54 M 29 Y 17 K 0
R 128 G 161 B 189

マンセル値
≒ 5PB6/6



QURUWA Black
PANTONE Black 7C
C 0 M 0 Y 0 K 100
R 35 G 24 B 21

マンセル値
≒ 2.5YR2/2

sub color



QURUWA Gray
PANTONE 2330C
C 25 M 22 Y 28 K 0
R 201 G 195 B 181

マンセル値
≒ 5GY8/2



QURUWA Green
PANTONE 5645C
C 34 M 15 Y 30 K 0
R 181 G 198 B 182

マンセル値
≒ 10GY8/2



QURUWA Yellow
PANTONE 67C
C 15 M 15 Y 60 K 0
R 225 G 210 B 121

マンセル値
≒ 5Y8/6



QURUWA Red
PANTONE 2032C
C 15 M 80 Y 60 K 0
R 211 G 83 B 82

マンセル値
≒ 5R5/12

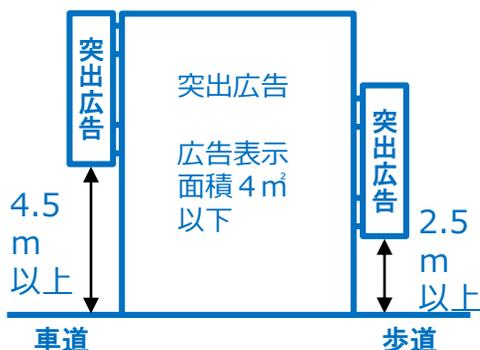


OKAZAKI Blue
PANTONE 299C
C 65 M 5 Y 0 K 0
R 0 G 166 B 231

マンセル値
≒ 5PB6/12

◆個別基準 2 (屋外広告物の種類ごとで設定するもの)

突出広告



- (ア) 1個の広告表示面積は、4㎡以内とすること。
- (イ) 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、1m以下とすること。
- (ウ) 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5m以上、その他の道路にあっては4.5m以上とすること。
- (エ) 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。
- (オ) 交通信号機から50m以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。
- (カ) 使用する有彩色の数が2色以下(写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。)であること。ただし、別添で示すQURUWAカラーを使用する場合は3色まで可とする。
- (キ) 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度8または彩度6を超える有彩色は原則地色(背景色)には使用しないこと。管理用広告物は1面あたり0.25㎡以内とする。
- (ク) 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。

簡易広告物

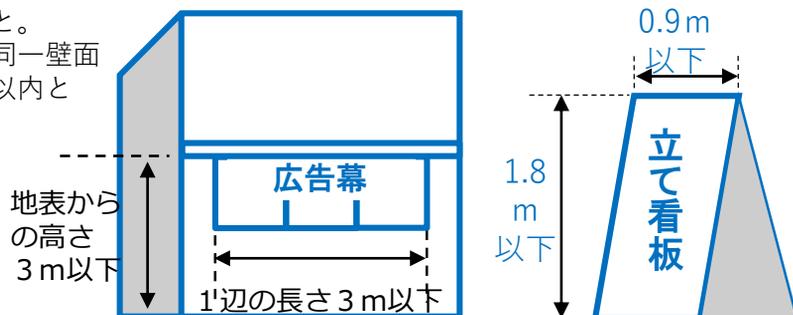
- ・ 貼紙は、容易に除却できるような方法で表示し、全面のり付けはしないこと。
- ・ 貼札は、同一壁面には2枚以内とすること。

- ・ 建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。
- ・ 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

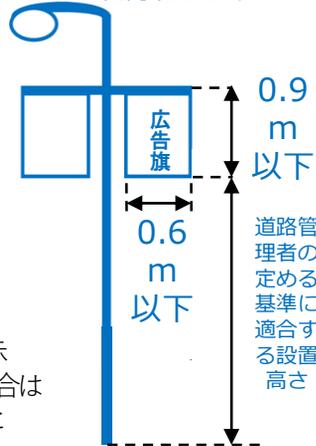
- ・ 脚の長さは、0.3m以下
- ・ 倒伏しないよう表示
- ・ 3本以上並列する場合は等間隔に並べる

貼紙及び貼札 (※ポスターなど)

- 貼紙：表示面積 1.5㎡以下
- 貼札：表示面積 0.3㎡以下



※ 街灯柱フラッグ



アドバルーンやアーチ
広告は掲出ししないこと

